

全苗連だより

Vol. 123 (3月号)

令和6年3月26日

発行：全国山林種苗協同組合連合会

Tel.03-3262-3071 Fax.03-3262-3074

【再造林推進への取り組みについて】

宮崎県の取り組みを紹介します

新たな「全国森林計画」が、昨年10月13日に閣議決定されました。令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間の計画期間とするものです。

計画量では、造林面積のうち人工造林について1,375千ha(計画期間(令和6年4月1日～令和21年3月31日)の総量)が示されました。15年間の総量ですので、これを単純に15年で割った年間数量として換算しますと、91.7千haとなります。

さて、現在の全国の再造林率は3割から4割と言われており、再造林の推進が大きな課題となっています。具体的には、造林面積の実績が33.7千ha(H2(2020)年度)ですので、この計画量がいかに大きなものであるかお分かりと思います。

そうした中で、宮崎県が意欲的な取り組みを始めます。以下にその概要を紹介します。

【宮崎県の取り組み(概要紹介)】

『再造林率日本一に向けて産学官と県民が一丸となって取り組む「宮崎モデル」の構築に向けて』

1 背景

令和5年6月、宮崎県は、「グリーン成長プロジェクト」(図2)を公表。その中で「再造林率日本一」を目標に掲げ、産学官と県民が一体となった抜本的な再造林対策である「宮崎モデル」を構築することとした。

宮崎県の再造林率は、近年約7割と全国的に見て高い水準にある一方で、現在伐採が進んでいるような道から近い林業経営を行う上で採算性の高い林地等を含む約3割にあたる約700～800haが毎年再造林されておらず、全国に誇る木材供給県として、将来に渡って持続的に木材供給が可能な森林資源量の確保や、生物多様性をはじめとした森林が持つ公益的機能の低下が危惧されるなど、再造林の推進は喫緊の課題となっていた。

そのため、令和6～8年度の3年間の集中的な取組として、再造林が適切に行われる仕組み「宮崎モデル」(図1)の構築を行い、現在約2,100haの再造林面積を500ha増加させることを目指している。

(図1)

再造林率日本一に向けて産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」

I 宮崎県再造林推進条例(仮称)の制定

再造林の重要性を県民と広く共有し、県民一丸となって再造林を推進していくための関係者の役割や基本的施策を明記

II 再造林に関する具体的な対策の実施

「再造林推進ネットワーク」を中心に再造林対策を強力に推進

1 適切な情報を

森林所有者・事業者・県民へ周知
⇒再造林に対する意識を醸成

- ・CMや新聞広告等により、再造林の重要性
- 適正な立木価格
- 相談窓口等を周知
- ・再造林推進決起大会
- ・再造林コンクールの開催

森林所有者

事業者

県民

森林の多面的機能への理解
県産材の積極的な利用

伐採の相談

再造林の提案

ネットワーク参加

2 地域再造林推進ネットワークの設立(8森林組合ごと)

⇒伐採から再造林の流れをスムーズに

〇〇地域再造林推進ネットワーク

(事務局 森林組合)

- ・森林所有者からの相談対応
- ・伐採者や造林者及び伐採箇所等の情報共有
- ・再造林の働き掛け・調整(マッチング)

伐採者

権成員

造林者

市町村

森林組合

県出先

支援(調整)情報提供

樹苗組合等

森林管理署

宮崎大学

3 省力・低コスト再造林に対する嵩上げ補助

県・市町村で補助率を**90%以上!**

主な補助要件

- ネットワーク構成員であること
- 再造林強化区域での施業であること
- 省力・低コスト化を図ること
- 「再造林労務改善計画」を作成すること等

省力・低コスト化の定着

⇒森林所有者・事業者の負担軽減
造林業者の賃金上昇・担い手確保

省力・低コスト再造林



(機械地格え)



(低密度植栽)



(下刈り回数削減)

- ✓伐採と造林の連携
- ✓植栽本数 2,500本/ha→2,000本以下/ha
- ✓コンテナ苗

III 林地集積化に向けた組織・仕組みづくり

- ・経営意欲のある林業事業者への林地の集約化を支援
- ・森林経営管理制度の推進や地域林政アドバイザーの育成
- ・「林地を手放したい者」と「林地を集積したい者」をつなぐ新たな組織・仕組みづくりの検討

IV その他の重要な取組

- ・新たに造林事業を開始・拡大する事業者への支援
- ・労働安全対策の強化
- ・省力・低コスト化に必要な「コンテナ苗」増産やデジタル化の推進
- ・非住宅分野での木材利用の推進や県外への販路拡大、海外の販路開拓

2 再造林推進に係る条例について

図1のIにある「宮崎県再造林推進条例(仮称)」は、再造林推進に的を絞った条例としては全国初となるもので、令和6年7月施行を目指している。

条例は、再造林を推進するための基本理念のほか、行政や森林所有者、林業関係者等の役割を明らかにするとともに、基本的施策の方向性を定めることで、「宮崎モデル」の推進についても明文化するものとなっている。

3 再造林に関する具体的な対策の実施について

図1のIIに「再造林に関する具体的な対策の実施」として、宮崎モデルの中核となる取組を3つ記載している。

① 適切な情報を森林所有者・事業者・県民へ周知

再造林の重要性や適正な立木価格など山林の価値、相談窓口(地域再造林推進ネットワーク)について、森林所有者をはじめとする県民に発信を行う。

また、県内の林業関係者を対象に再造林推進決起大会や再造林コンクール等のイベントを開催し、再造林の意識醸成を図るためのプロモーションを実施する。

② 地域再造林推進ネットワークの設立

森林所有者からの相談対応や、伐採者と造林者、市町村間の伐採情報の共有等(図1のIIの2)

が円滑に行われるよう、県内8森林組合単位の「ネットワーク」を創設し、森林組合が中心となりその運営を行う。

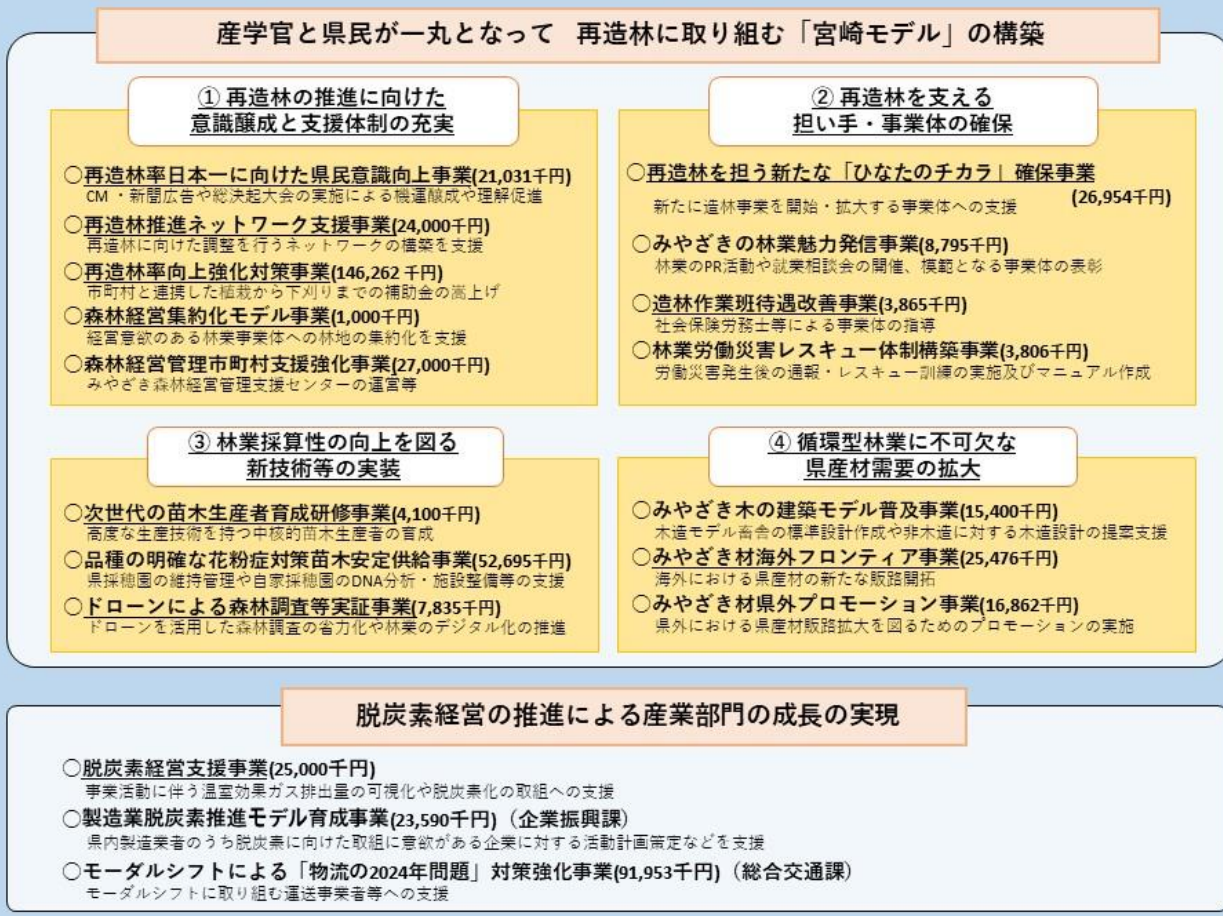
③ 省力・低コスト再造林に対する嵩上げ補助

県ではこれまでも、市町村を中心に森林所有者の再造林費用の負担軽減を図るための補助率嵩上げが行われておりましたが、実際には、再造林意欲が低下した森林所有者に残りの分を負担いただくことが難しい場合もあり、造林者がこれを負担する形で再造林を行ってきた実態があった。その結果、造林作業員に十分な労賃確保ができず作業員不足となり、再造林率の頭打ちの一因になっていると考えられました。そのため、「宮崎モデル」では新たに県と市町村が11%ずつを負担する形で、ベースとなる68%の補助率に計22%の嵩上げを行い、補助率を90%に引き上げる事業をスタートさせることとした。

また、その他にも社会保険労務士等の専門家による作業員の待遇改善を指導する事業や、新たに造林事業を開始又は拡大する事業体に資機材の整備や継続雇用の支援を行う事業などを新設し、総合的な担い手対策を講じることとしている。

(図2)

グリーン成長プロジェクト関連事業一覧（環境森林部関連のR6年度主な新規・改善事業）



4 林地集積化に向けた組織・仕組みづくり等について

上記に加え、本県における再造林の問題が小規模・分散的な所有構造による経営意欲の低下にあること等も念頭に置き、経営意欲のある林業事業者への林地の集約化の支援や、新たな仕組みづくりの検討に着手することとした(図1のⅢ)。

また、その他の重要な取組(図1のⅣ)として、労働安全対策の強化、コンテナ苗の増産やデジタル化の推進、非住宅分野での木材利用の推進や県外及び海外への販路拡大などもあわせて取り組む予定である。

5 おわりに

宮崎県では、市町村・森林組合等、県内産業関係者と多くの議論を重ねて本プロジェクトを作り上げてきたところであるが、まだ完璧な形ではなく、事業を進める中で生じた課題についても、広く関係者の意見を頂きながら更にブラッシュアップしていきたいと考えている。

今後も、産学官と県民が一体となって進める「宮崎モデル」の構築を図り、持続可能な木材供給はもとより公益的機能を発揮するみやざきの森林・林業・木材産業の確立に挑戦していくこととしている。

全苗連・苗組の行事予定

3月6～7日	第8回全苗連生産者の集い実行委員会(北海道)
3月11日	全苗連理事会(ホテルホトリタニエトモト飯田橋)
3月18日	(独)勤労者退職金共済機構運営委員会((独)勤労者退職金共済機構9F会議室)
3月19日	一般社団法人林業薬剤協会第4回理事会(学士会館)
3月22日	一般社団法人林業技能向上センター第3回社員総会(臨時総会)

【令和6年度】

4月上旬	令和5年度優良種苗生産推進対策のうち苗木生産技術の向上等事業林野庁報告
4月中旬	全国山林苗畑品評会三次審査
4月23日	全苗連監査会
5月10日	全苗連正副会長会議
5月10日	全苗連理事会
5月11日	第33回みどりの感謝祭式典(イイノホール)
5月24日	全苗連通常総会
5月26日	第74回全国植樹祭(岡山県)
9月4～5日	第8回全苗連生産者の集い(北海道)